

中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員） 募集要項

- 1 職 種 中学校部活動顧問指導員（パートタイム会計年度任用職員）
（身分）地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム
会計年度任用職員として採用されます。
- 2 職 務 内 容 中学校部活動の顧問業務として以下の業務に就く。
 - （1）実技指導
 - （2）安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - （3）学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - （4）用具・施設の点検・管理
 - （5）部活動の管理運営（会計管理等）
 - （6）保護者等への連絡
 - （7）年間・月間指導計画の作成
 - （8）生徒指導に係る対応
 - （9）事故が発生した場合の現場対応
- 3 勤 務 場 所 葛飾区立中学校
- 4 募 集 内 容 亀有中学校 美術部（1名）
- 5 勤 務 期 間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
※令和8年度予算案が区議会で可決されることが条件となります。
※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、勤務成績
及び健康状態等が良好な方は再度の任用が可能です。
なお、生徒及びその保護者等に対し暴言、体罰及び不適切な行為があ
った場合は再度の任用は認められません。
- 6 勤 務 条 件
 - （1）勤務日数 週5日以内で学校長が定める日
 - （2）勤務時間 1日4時間以内かつ週20時間以内
ただし、学校長が大会の引率など特に必要があると認
める場合は、地域教育課長と協議のうえ、1日7時間
45分以内の勤務とする。
 - （3）報 酬 時給2,050円
※交通費は別途支給（上限あり）
※翌月支払い
 - （4）休 暇 有給休暇あり。

- その他夏季休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇等あり。
- (5) 保 険 一定の条件を満たした場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入あり。
- (6) 公務災害 公務上の災害又は通勤による災害についての保障制度あり。
- (7) 服 務 会計年度任用職員は一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規程（職務専念義務や守秘義務など）が適用されるほか、懲戒事由に該当する場合には処分の対象となる。
- 7 採用予定日 令和8年5月1日
- 8 応募資格 (1) 令和8年5月1日現在で18歳以上の方（高校生は除きます。）
(2) 指導する文化活動等に係る専門的な知識・技能を有し、学校教育に関して十分な理解を有する方
- 9 応募方法 令和8年3月24日（火）午後5時（必着）までに、「任用申込書」（写真貼付）を持参又は郵送により提出願います。
【郵送の場合】封筒に「部活動指導員申込」と記入してください。
【持参の場合】平日午後5時までに窓口にお越しください。
※「任用申込書」は所定の様式を用いてください。
※所定の様式は区公式ホームページからダウンロードできます。
※提出していただいた応募書類等は返却いたしません。
- 10 選考方法 書類及び面接選考
※面接会場は区内指定の場所で行います。
※面接日時、面接会場については後日電話又はメールでお知らせいたします。
- 11 応募及び
問い合わせ先 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区役所地域教育課青少年育成係（区役所4階406番）
代表電話 03-3695-1111 内線2742
直通電話 03-5654-8482